

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する教育委員会訓令（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 この訓令において「職員」とは、教育委員会の所管に属する学校に勤務する常勤の職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この訓令において「職員」とは、教育委員会の所管に属する学校に勤務する常勤の職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。</p>